

Title	熊襲・隼人論
Sub Title	
Author	松本, 芳夫(Matsumoto, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1944
Jtitle	史学 Vol.22, No.4 (1944. 11) ,p.1(371)- 54(424)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19441100-0004

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

熊襲・隼人論

松本芳夫

熊襲の名稱がわが古典にはじめてあらはれるのは、古事記の國生み物語であつて、筑紫島が伊豫之二名島と同じやうに身一つにして面四つあり、面毎に名があつて、筑紫國を白日別、豊國を豊日別、肥國を建日向豊久士比泥別、熊曾國を建日別といつてゐる。これは古事記獨特の記事であつて、書紀の本文においても、また數多きその一書においても、全くみないものである。しかしてこれらの國名がここにあげられてゐることは、かならずしも不當であるとおもはれないけれども、しかし熊曾の國名をあげながら、わが大和朝廷の發祥地としてわが古代史に重要な地位を占むべき日向の國名が、ここにあげられてゐないのは不思議といはねばならぬ。しかるに先代舊事本紀によると、筑紫國を白日別といひ、豊國を豊日別といひ、肥國を速日別といひ、日向國を豊久士比泥別といひ、次に熊襲國を建日別といふとあつて、その下に一に佐渡島と云ふとの割註を附してゐる(卷一、陰陽本紀)。これについ

て喜田貞吉博士のごときはこの舊事本紀の記事をもつて古事記のそれよりも正しいとするのであるけれども(日向國史、三一―二頁)、しかし舊事本紀の記事が古くから傳承された異傳の一であるとするよりも、後人の改竄したものともみる方が妥當であることは、かつて論證したことであるから(史學、十一ノ三、拙稿、日本神話の地理的考察)、ここでは再論しない。

さて國生み物語にあらはれたクマソの名稱は、筑・豊・肥三國に對照されてゐるところからみても、地名であつて、民族もしくは種族の名稱ではないやうにもはれる。さらに古事記景行天皇の條に熊曾建があり、これは倭建に對照した名稱であるから、このクマソもまた明かに地名であり、同じく古事記仲哀天皇の條に熊曾國とあつて、これまた地名としてもちゐられてゐるやうである。しかるに書紀においては、熊襲國として地名らしくあらはれた場合も二三あるけれども、多くは單に熊襲とあつて、種族名もしくは民族名のごとくにもちゐられてゐるから、クマソといふ名稱は或時には地名として、或時には民族名としてもちゐられたらしい。しからばクマソとは地名として如何なる土地であり、民族名として如何なる民族を指稱したのであらうか。

二

熊襲の語義については古來種々の説があるけれども、これを大別すると、部族もしくは民族に則し

て解したものと、土地に則して解したものとに分つことができ、さらに前者においては、民族の特性によるとなすものと、外來民族の名稱に由來するとなすものがあり、後者においては、地勢を示す名稱となすものと、地勢から由來した民族名となすものがある。本居宣長はクマソの語義を解してクマとは熊罠、熊鷹、熊鷹のごとく猛きをいふ名稱であつて、それはその梟帥どもが猛けかりしたために言つたものであり、ソとはオゾマシキなどのオゾのつづまりたるもので、これも猛き意であらうとか、或は勇男いさをのサヲがつづまり、イのはぶかれたものであらうとなし、さうして筑紫島を四つとして、その一を熊曾國といふのは、後の日向の南半から大隅薩摩の地までをすべていうた上代の大名であらうと言つてゐる(古事記傳、五)。國生み物語にあらはれた熊曾國をかかゝる地域に比定するのは妥當であるけれども、クマソの語義とともに勇猛の意であるクマとソとの二語の結合からなるといふ解釋はそのまま承認しがたい。クマが勇猛強大を意味するのは、熊蜂、熊蟬、熊鷹などのごとく、つねに或生物に冠してもちゐられた時であつて、熊襲の場合はこれにあたらぬ。この説は民族の特性による見解であるが、これとはいささか異なるものの、この見解の範疇にいれてしかるべきものに、松岡靜雄氏の説がある。氏によると、クマは穴を意味する鮮語クム、又はクモンの轉呼、ソはス(栖)に通じ、クマソは穴居の意であつて、この國土に先住した穴居族の名となり、略してクマともソともとなへ、ツチクモともいひ、肥後國球磨郡をはじめ、熊本(熊登)、熊毛(周防、大隅)、熊野(紀伊、出雲)などク

マといふ語のつく地名は多くこの種族の遺跡であつて、上古はいたるところに蕃息したらしく、その出系は詳でないが、穴居したことをみると、寒地人種であらねばならぬといふ(新編日本古語辭典二一四)。しかしわが古代に穴居族が存在したといふこととそれ自體が問題であるのみならず、ソガス(栖)に通じて邦語であるのに、何故穴を意味するにクマといふ鮮語をもちゐねばならなかつたのか、もしソガス(栖)であるならば、單に襲國といふ場合、クマソの略語として當をえたものか疑問であり、さらにまたクマの音を有する地名がことごとく同じ意味であるとはおもはれない。

つぎに外來民族の名稱に由來するとす説をみるに、沼田頼輔氏はクマソとは東印度ボルネオに住せるソヲ族の種族名から起つたもので、クマソと呼ぶのはその民族の勇悍であつたからであらうとし、そのソヲ族に比定する理由として、これらの種族が潮流の作用によつて漂着しうることをあるのみならず、また黥面文身の風俗の行はれしこと、衣服の類似すること、楯に毛を附して裝飾となせしこと、竹細工に巧みなること、舞踏を好みしことの五件の旁證を有することをあげてゐる。すなはち氏の説は、熊襲族をもつて南方渡來の種族となし、その論據とするところは、大隅薩摩の地方が古來潮流の作用によつて南方種族のしばしば漂着することがあるのみならず、ベルツ氏等の説に従へば、この地方に住する人民の形態骨格がすこぶる南方種族に類似するから、熊襲族は南方渡來の種族であつて、大和民族と異なるものであるといふ三宅米吉氏の説を紹述したものであり(日本人種新論、七三―五

頁)、さうしてこれに對しては久米邦武博士のごときも大いに左袒してゐるのである(日本古代史上二三五六)。しかし沼田氏がその論據としてあげた五件の旁證が果して妥當であるか否かを問はないとしても、それらはいづれも風俗とか性向にすぎないのであつて、かかる條件が種族の異同を判別する標準としてはなほだ薄弱なものであることはいふまでもなく、従つてクマンがソヲ族から由來したものであることを論證するためには、骨格や言語のごとき、さらに根本的な論據の詳密な研究にもとづかねばならぬのであつて、單にベルツ氏の曖昧な言説にもとづいた三宅氏の説を紹述したのでは不十分である。

また坪井九馬三博士によれば、クマンとはクマ部族とソオ族との連稱であつて、熊部族は太古においては豊前から薩摩にわたつて九州の脊髄山脈に沿ふ山地と、紀伊の牟婁郡の山地との二地方に分れて居住したが、肥後の南邊から薩摩に連つてはその支族の久米が居り、年代が降つて國家統一の後にいたり、熊、久米は漸次北東の諸地方に移植して、クマは熊、隈、久萬、球磨、苦麻など、クメはクミとも呼ばれ、久米、來目、久賣、久目、久見、久味、久美、埴などの文字をあてて諸國に散在し、そのクマの遺跡は、薩摩、大隅、日向、肥後、筑後、筑前、豊後、周防、安藝、備後、備中、備前、伊豫、土佐、讃岐、出雲、但馬、攝津、和泉、大和、紀伊、伊勢、三河、遠江、甲斐、伊豆、武藏、近江、丹波、加賀、能登、越中、越後、羽前、信濃、上野、下野、磐城の三十八ヶ國、クメの遺蹟は

薩摩、肥後、筑前、周防、伊豫、美作、伯耆、隱岐、丹後、越前、越中、越後、信濃、大和、攝津、和泉、伊勢、遠江、武藏、常陸の二十ヶ國にわたつてをり、さうして熊、久米の移植は普通の移民と異なつて軍事上の考慮から分布を定められたものらしく、また一方のソオ(曾、襲、添、噲、層富)部族は、その遺跡を舊日向の南山地、豊後の杵築、豊前の小倉、舊吉備の安藝に接する山地、大和の葛城山、伊賀川の谿地にとどめ、そのうち舊日向の南山地に居住したものは、みづからハヤ、チハヤ(隼、早、速、千速、知波夜)と名のり、普通に隼人と稱せられるが、その原名ソウ、ソオは南洋語において犬を意味するもので、沖繩の傳説に宮古島の住民が狗の子孫なりと言つてゐるのとその原義が一致するといふ(熊襲考、史學雜誌、三四ノ七)。

坪井博士の説は、クマソがクマ部族とソオ族との連稱からなり、この兩者を異なれる部族となして各分布地域をもとめてゐるのである。しかしその論據とするところは、類似音の地名を集めて部族と關係させたにすぎないのであつて、さういふ見地はまた類似せる地名が部族名から由來するといふ假定に立つものであるけれども、類似音の地名といへども、かならずしも同じ動機からのみおこるものとは言へないから、ひろい範圍における地名と部族との關係を論ずるに當つて、それぞれの地方における部族間の他の條件を全く考慮せずして、單に地名の類似によつて論斷するときには、はなはだ危険といはねばならぬ。またクマ及びソオの原義については明確な説明を與へないけれども、これらの部

族の出自を南方系に擬定するらしい。しかしその論據とするのは類似音の比較にすぎないのであつて、確乎たるものとは言へない。また金澤庄次郎博士は熊襲をもつて新羅と同族であるとなすのであつて、新羅の羅は那とも言つて國土の義であり、新^しは斯^しとも書いて、これがその民族の眞の稱號であるが、わが熊襲、すなはち襲といふ種族はこれと同系のものであるといふ(日鮮同祖論、七七頁)。この説は熊襲が高麗族であるといふ説などと同じく、おそらく熊襲の背叛が新羅の後援によるといふ仲哀紀八年の記事を前提とするものであらうけれども、しかし國土の意味である羅を有するシ(新)と、何等有しないソ(襲)とを同視するのは、クマ(熊)をコマ(高麗)の轉訛となすと同じやうに、全くの思ひつきにすぎないのである。

つぎに地勢による解釋については、古くト部懷賢が日向之高千穗峯の襲について、『襲字者。山襲重之義也。』と言つてゐるけれども(釋日本紀、卷八)、これは襲といふ文字からの思ひつきにすぎず、また吉田東伍博士は、クマは籠の意にて山國なるに因り、ソはシワの義にて、この地方の地勢が連山疊嶂で、あたかも皺をよすがごとくであるから、かく名づけたものとなしてゐるが(日韓古史斷、三〇頁)、ソがシワであるといふがごときは音韻上無理な解釋である。さらに地勢から民族名の由來を解釋したものに喜田博士の説がある。それによると、優勢者と劣弱者とが相接觸する場合には、生活に利便多き地は通例優勢者のために占領せられ、時勢をみるに敏なるものはよくこれと同化して相共に里人と

して棲息するをうるけれども、不幸同化の機におくれたものは退いて山間僻陬の地に餘命を保つを常とするもので、所謂山人のごときはその主たるものである。しかしこれらの山人の族中においても巧みに世とともに推移して優勢者の俗に化するをえたるものは、かならずしも居を山地に定むるを要しないで、比較的自己の生活上に利便多き山の隈に住するにいたるので、こゝに隈人が起る。しかしこれを『肥人』と書するのは、彼等が歴史時代には主として肥後の地方に存し、その名が最も世に喧傳したからであらう。かく肥人が山の隈に住し、多少の舊俗を有して民族的に區別せられながらも、よく優勢の民族と接觸を保つて生存したに對し、依然一層原始的の俗を有して主として狩獵によつて生活するやうなものは、さらに退いて山上の高處をもとめ、ここに住居の地を定めたものであらう。これ所謂山人であつて、隈人に對する襲人なるものであらう。『ソ』は背^せであつて、人の後背を『ソビラ』といふも、『背平』の義であり、背反することを『ソムク』といふも、『背向』の義である。山岳の重疊せる高處は則ち山の背であり、山陰を背面^{そとも}といふも、山の背の面の義である。日本紀には『脊^そ穴^{しほ}の空國』の語があつて、これは背の肉のごとく空しき國であると解せらる。しかしてすでに山の隈の住民に『クマ』人の名がある以上、山の背の住民に對して『ソ』人の稱の起りうべきは自然の順序である。例へば蝦夷に山夷田夷の別があり、山之佐伯、野之佐伯の稱の常陸風土記にみゆるがごときものである。かくてこれを連稱すれば『熊襲』となる。『クマ』人の名が肥後球磨郡に傳はれるがごと

く、『ソ』人の名は大隅贈啖郡にのこり、その球磨と贈啖との文字を重ねて『球磨贈啖』といふ。九州諸國の風土記が常に熊襲の族を表はすに『球磨贈啖』の四字をもつてするのは、けだし兩郡の名を合はせたものであつて、熊襲が肥人・襲人の並稱であることを示すものであらう。されば分ちてこれを言ふ時には肥人と襲人と、文化の程度において、はた日常の習俗において互に相異なるところがあつたであらうが、通じてこれを言へば、ともに九州地方の先住土着の民族であつて、そのうち適者生存の原則上未開の襲人の方は次第に減少して世に遠ざかり、熊襲とは單に俗傳上の異族の稱として口碑にのみつたへらるるにとどまることとなり、隣人の文化を享得してその俗を改めた肥人のみ、有史時代の現實に存するにいたりしものであらうといふ(日向國史、三三六―八頁)。

熊襲の名稱がクマ人とソ人との連稱からなり、その名義が山の隈と山の脊であるとは、すでに重野安釋博士の唱へたところであるが(國史綜覽稿、卷之八、及び史學雜誌廿一ノ六、薩摩の隼人)、ただ喜田博士の説はこの兩者の間に文化並びに大和朝廷に對する馴服の程度に差異のあることをみとめたところに特色がある。もしクマソの名義が山の隈、山の背であるとすれば、クマソの名稱はかく呼ばれた人民の住地の地勢からきたものと言はねばならぬ。しかるにかかる山の隈、山の背に住したる人民が、もし大和民族によつて驅逐された異民族であつたとすれば、これはかならずしも九州の一部にのみかぎられたものではなくして、他の地方においても存在しえたはずである。しからば他の地方における、かか

る住地の人民を何故クマ人、ソ人と呼ばないで、九州におけるもののみをかく稱したのであらうか。喜田博士によると、クマ人を肥人とかくのは、彼等が歴史時代には主として肥後の地方に存し、その名が最も世に喧傳したからであるとするけれども、しかし山間に住する異族が他の地方においても存在したことは、吉野の國樺や飛驒人によつても知られるのであつて、國樺が後世にいたるまでその生活を異にし、また飛驒人がその容貌、言語において他とはなほだしく異なつてゐたことは明かであつて、喜田博士もこれらの點によつて兩者を山間に驅逐された異民族となしてゐるのである（土蜘蛛種族論、歴史地理、九ノ三）。しかるにこれらをクマ人ともソ人とも呼ばないで、九州におけるもののみをかく呼稱したについては、それを單にその住地の地勢によつたものとなしたのでは、おそらく全き説明とは言はれないであらう。たとへ國樺や飛驒人と熊襲とが種族を異にするものであつたとしても、おなじく大和民族によつて驅逐された山人であり、しかも喜田博士の解釋したクマ・ソの名義は明かに邦語であつて、この邦語をもつて一方の山人を呼稱し、他方を呼稱しないとすれば、それはただその住地の地勢によると言はれるであらうか。

また喜田博士はクマ人とソ人とがその生活状態と文化程度とにおいて異なつてゐたことをのべられたが、しかしそれは兩者がその住地の地勢を異にするといふ見地に立つての推測にすぎないのであつて、文献によつてそれを立證することができないのみならず、住地の地勢を異にするといふことが、

實に單なる推測にすぎないのである。またその生活状態、文化程度を異にすると解される兩民族が何故にクマソと連稱されて、あたかも一民族であるかのごとくおもはれるやうになつたのか、またその他の兩者の關係については、博士は何等言及してゐない。クマソは豊後風土記及び肥前風土記においては、玖磨贈(贈)啖とするされてゐて、玖磨は肥後の球磨郡であり、贈啖は大隅の贈啖郡であることは明かであり、さうして景行紀十八年の條の熊縣がおそらくこの球磨郡であらうし、同紀十二年、十三年の條の襲國が贈啖郡であらう。しかるに喜田博士によれば、クマソの名稱は山のクマ、山のソであり、その山のクマ、山のソに住する人民をクマ人、ソ人といふのであるから、地名である球磨郡及び贈啖郡は、このクマ人及びソ人の住居する地方であるがために、さう呼ばれたとせねばならぬのであるが、しかしこれらの地名がクマ人、ソ人の民族名から由來したとは、簡単に論斷されがたい。

かくのごとく、或は民族の特性によつて、或は外來種としての比定によつて、或はその住地の地勢によつて、クマソの語義とその民族の出自とについて種々の説がなされ、それぞれ特色を有するものの、しかしいづれも單なる推論にすぎないのであつて、確乎たる論據にたつものではない。熊襲が大和朝廷から異民族としてみられたことは事實であるが、大和民族と種族を異にしたものであつたか否かは判明しない。また熊襲がクマとソとから成るとしても、この兩者の種族關係もまた明かでない。しかして以上の諸説のうち、熊襲をもつて球磨郡、贈啖郡の地名に關係させるものであつても、地名

が民族名から由來するかのとき見解をとるものが多い。重野安繹博士も人種名から國名となつたのは、ひとり熊襲の國ばかりであると言つてゐる(熊襲國、歴史地理六ノ五)。しかし果してさうであらうか。まづクマとソとはかならずしもつねに連稱されてゐるのでないことが注意されねばならぬ。すでに神代史において皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊のあまくだりましたのが、日向の襲の高千穗峯であつて、襲が單獨にあげられ、また景行紀十二年十二月の條に、熊襲を討たんことを議すとありながら、襲の國の厚鹿文、迓鹿文といふものが熊襲の渠帥であるとあつて、襲國が熊襲と同一視されてゐたやうであり、また同紀十三年夏五月の條にも、ことごとく襲國を平ぐとあり、或は景行天皇の次妃として襲の武媛があり、また同天皇の次妃日向髪長大田根の生みたまつりし皇子に、日向襲津彦があつて、これは襲の男子といふ意義を示すものであり、さらにクマについては、景行紀十八年夏四月の條に、熊縣に熊津彦といふ兄弟二人のあることが記されてゐて、これもまた熊の男子といふ意義であらう。もし襲津彦、熊津彦が、襲の男子、熊の男子といふ意義であるならば、筑紫國の菟狹津彦、菟狹津媛の例によつても知られ、また日本武、出雲建などの名稱からも類推されるやうに、これは地名を冠した名稱であり、しかしてかかる地名は民族名から由來したものとはおもはれない。従つてクマソがクマとソとの連稱からなることは明かであるけれども、この場合におけるクマ・ソの地名は、クマ人・ソ人の民族名から由來したものでなく、むしろクマソといふ民族名が、クマ・ソの地名からあつた

ものと解すべきである。地名としてのクマ・ソの語義はいまのところ不明であるが、かつて九州南部の地に民族的勢力があつて大和朝廷に對して叛服常なく、それが或時代において肥後球磨郡と大隅贈嶽郡との附近がその中心をなしたから、この兩地名が合してクマソと連稱せられ、それが後にその民族を指稱するにいたつたと解すべきである。

三

さて史上にあらはれた熊襲は、背叛と征服との物語であつて、景行朝にはじまるのであるが、しかし古事記においてはそれは日本武尊の御征討物語だけであるけれども、書紀においてはさらに景行天皇の御親征の物語があり、これはあたかも蝦夷に關して古事記においては日本武尊の御東征物語のみであるに反し、書紀においては景行天皇の巡行物語があることと對應するものであつて、ただ後者にあつては天皇の巡幸が尊の御東征後であるのに、前者にあつては天皇の御親征が尊の御西征にさきだつといふ相異がある。しかして天皇の御親征物語は古事記に採用されなかつた材料にもとづいたものであらうけれども、史實としてはなほだ曖昧な要素を多分に包含してゐるのである。この御親征物語は天皇の十二年秋七月熊襲が反いて朝貢を奉らないので、八月筑紫にいでましたことにはじまるのであるから、熊襲の背叛とその征服とがこの物語の主眼でなければならぬ。しかるに明かに熊襲と言

はれたものの話はその一部分にすぎないのであつて、土蜘蛛その他の諸賊の誅滅の話及び地名傳説などがその大部分をしめてゐる。すなはち豊前に神夏磯媛といふ魁帥があつて來り服し、そのすすめによつて鼻垂、耳垂、麻剝、土折猪折などの諸賊を誅滅された話(十二年)、速見邑の速津媛が來り服し、そのすすめによつて青、白、打猿、八田、國摩侶の土蜘蛛を誅滅された話(十二年)、玉杵名邑にて土蜘蛛津頬を殺された話(十八年六月)などがあり、地名傳説としては、豊前國長峽縣に行宮をたてていましたから、そこを京といつた話(十二年九月)、その地形が廣大にしてうるはしいから、碩田となづけた話(同年冬十月)、海石榴の椎をつくりし處を海石榴市といひ、血の流れたところを血田といひ、石をふんだから踏石となづけた話(同上)、子湯縣にて東方をのぞみみて、この國が日のいでる方に向つてゐるからとて日向となづけた話(十七年春三月)、水のない島において天神地祇に祈るとたちまち寒泉がわきでたから、水島と言つた話(十八年夏四月)、八代の海を渡るとき、めあてとした火が人の火にあらざるを知つて、その國を火國と言つた話(同年五月)、人家のみえない曠野において、この國に人ありやと言へば、阿蘇津彦、阿蘇津媛といふ二神が人に化して來り、吾二人あり、あそ人なからめやと言つたので、阿蘇となづけた話(同年六月)、長さ九百七十丈の倒れ木が神異な木であるとして、その國を御木國となづけた話(同年七月)、八女津媛といふ女神が山中にゐるので、八女國となづけた話(同上)、御食を奉る時、膳夫が蓋^{うき}を忘れたので、その處を浮羽^{うきは}といひ、いま的^{いけは}といふのはその訛れるものであるといふ話

(同年八月)などがある。しかるに熊襲に關するものとしては、十二年十二月の條と、また十八年夏四月熊縣に熊津彦を誅した話とがあるのみであり、しかもこれらの話には多くの問題がふくまれてゐる。

まづ十二年の條をみるに、熊襲を討たんことをはかりたまふとあつて、その詔に襲國には厚鹿文、迨鹿文といふ二人の渠帥があつて衆類はなはだ多く、これを熊襲八十梟帥といふとあり、ついで翌十三年にことごとく襲國を平げたとあるが、ここに襲國といふのは、おそらく大隅國贈啖郡を指したものであり、これに對して同紀十八年熊津彦を誅した熊縣は肥後國球磨郡であるから、熊襲とはこの兩地の連稱であることは明かであり、從つてすでにのべたやうに熊襲とはこの地名から由來して、それがこの地方における民族の總稱としてもちゐられたと見ることは、クマ人、ソ人の連稱とみるよりはるかに自然である。つぎにこの熊襲梟帥は勇敢にしてあたるべからざるが故に、少數の兵では誅滅することができず、と言つて多數の兵をうごかさば民のわざはひであるから、如何にすれば兵威をかけるに、ゐながらにして平定できるであらうかと仰せられてゐるのは、戰鬪に際しても人民の幸福に御軫念あそばされる大御心を拜することができるとはいふものの、大和から筑紫まではるばる親征あそばされたといふ事實に照應しがたいやうにもはれる。さらにこの熊襲梟帥に市乾鹿矢・市鹿矢といふ姉妹があつて、容貌うるはしく、心またををしかつたが、天皇はこの二人をあざむき納れたまひ、後にいたつて父を殺したといふ不孝の故をもつて市乾鹿矢を誅し、その妹市鹿矢に火國を賜つた

といふ話は、後の日本武尊の物語において酒に酔はして謀殺したといふ筋と同じであり、また履中紀における隼人・刺領巾（古事記では曾婆加里）が誘惑されてその主君を殺し、後その罪によつておのれもまた殺されたといふ話とも類似する。

かくのごとく景行天皇の御親征物語においては熊襲征討が主眼でなければならぬかにかかはらず、それが史實としてはなほだ曖昧なものである。しかして肥前・豊後の諸風土記においても景行天皇の巡幸物語が多くみられ、いづれも土蜘蛛誅滅の話や地名傳説のごときものであつて、しかもその或るものは、書紀の記事とほとんど同じであるから、これは風土記が書紀の文を採用したともみられるけれども、しかし風土記においては景行天皇に關して書紀にみえない他の多くの物語をふくんでゐるか、兩者の同じ記事がかならずしも書紀からとつたものとはみることができず、むしろ兩者が同一の史料から得たとみるべきではなからうか。もしさうであるとすれば、それらの物語は多く地方の地名傳説である點からみて、おそらくそれは地方に存した史料であつたのではなからうか。しかして地方の史料において景行天皇の御親征物語が豊富に存在するとすれば、さういふ傳説のうまれえた理由があつたとせねばならぬ。それ故書紀における天皇御親征の物語は、それ自身史實としての性質がきはめて稀薄であるにしても、その物語の背後に何等かの史的要素の存在したらうことを全く否定することはできない。まして天皇御親征の物語以外、さらに日本武尊の物語があるのである。

この物語は古事記、書紀ともに有するけれども、兩者には多くの相異がある。古事記においては天皇が日本武尊のたけくあらしみこころを恐れたまひ、それがため熊襲梟帥の征伐につかはしたまうたことになつてゐるが、これは尊が熊襲を征服してかへられた後、ただちにまた蝦夷征討につかはされた時、『天皇はやく吾を死ねと思すらむ』と言つてうれひ泣かれたといふことと關聯するのであつて、かういふ悲劇的描寫は書紀においてはみられない。書紀では年十六と明記してゐるに反し、古事記では『御髮額に結はせり』と象徴的な記述をなしてゐる。ついで古事記では御姨の倭姫命の御衣御裳をたまうたとあるけれども、書紀にはなく、また書紀では美濃國の弟彦公といふ弓射をよくするもの、及びその従者をひきゐたとあるけれども、古事記にはない。しかして古事記では熊曾建兄弟二人とあるに反し、書紀では熊襲の魁帥者を取石鹿文、また川上梟帥といつて一人としてゐる。さて命が女装して宴席にはべり、その酣なるに及んで劔をもつてその首魁を誅し、その時日本武尊の稱號をえられたことは兩者とも大體同じであるが、その歸途に際して古事記では山神、河神、及び穴戸神を誅し、さらに出雲に行つて出雲建を誅殺した話があるけれども、書紀では全くみえず、吉備の穴海と難波の附近とにおいて惡神を殺したとあるのみである。

この物語は景行天皇の御親征物語が單に書紀にみえるのみであるに反し、記紀いづれにもつたへられてゐる點において、御親征物語に比して傳説としての一つの強味を有するけれども、しかし確實な

史實としては、同じやうな弱點を有してゐる。まづこの物語においては、地理的知識が全く缺けてゐる。古事記では『西の方に熊曾建二人あり』とあるのみで、筑紫といふ名すらあらはれず、また書紀においては熊襲國にいたり、さうしてその地形の險易を伺ふとあるけれども、その熊襲國が何處ともわからず、その地形について何等しるすところがなく、ただ首魁を川上梟帥と言つたとあるから、その住地が川の上流に位したところであつたかも知れぬといふ推測をなしうるにすぎない。また歸途に際して惡神を誅した地點が、古事記では長門國の穴門であり、書紀では吉備國の穴海（穴の濟）であつて一致しない。つぎに幼にして雄略の氣があり、壯に及び容貌魁偉、身長一丈あつて、力よく鼎をあげといはれたり（書紀）、或はその兄を捕へてつかみひしぎ、その四肢をひきかきて薦につつんでなげすてたといはれるやうな（古事記）日本武尊が女装するといふことがをかしいばかりでなく、女装して敵陣に入り、酒に酔はせて殺したり、或は出雲建の場合のやうに、沐浴中に木劍をとりかへて、それによつて謀殺したといふ話の筋は、傳説としては興味があり、従つて他にも類話があるけれども、史實としては確實性に甚だとぼしい。それ故この物語もまたそれ自身においては確實な史實としては甚だ曖昧なものであるけれども、記紀ともにつたへてゐる點からみて、また地理的知識の甚だとぼしいばかりでなく、地名傳説を全く缺いてゐるなどの點からみて、この物語は御親征物語が地方に存在した傳説にもとづいたものであるに反し、古くから中央に存在した傳説であつたのではなからうか。

しかして宋書東夷傳にみえる倭國王の上表文に『西服_二衆夷六十六國_一』とあるのは、かういふ傳説化された事實を指したものであつて、景行朝にさういふ傳説の多いのは、この時代に皇威が大いに伸張された事實の存在することを語るものであらう(史學二一ノ三・四號、掛稿、古代蝦夷論參照)。

四

熊襲の背叛はさらに仲哀朝においてもみられる。書紀によれば、天皇が南の國を巡幸したまうて紀伊國の德勒津宮にましましたとき、熊襲がそむいて朝貢を奉らなかつたので、これを討たんとして彼地より海路穴門に向ひたまひ、神功皇后もまた角鹿よりいでまして豊浦津にて會せられ、それより筑紫の難縣にいでまして檀日宮に熊襲征討をはかりたまうたところ、皇后が神がかりあそばして、『天皇何ぞ熊襲の服はざることを憂ひたまふ。是れ膺突の空國なり。豈に兵を擧げて伐つに足らむ乎。茲の國に愈りて寶の國あり。譬へば美女の睡の如くなる向津國なり。眼の炎耀く金銀彩色多に其の國にあり。是を栲衾新羅國と謂ふ。若し能く吾を祭りたまはば、則ち曾て刃に血らずして其の國必ず自服なむ。復た熊襲も服ひなむ。……』といふ神託をのべたまうた。しかし天皇はこれを信ぜられずして熊襲を討ちたまうたけれども、勝利をえられずしてかへりたまひ、翌年崩御あそばされたのであつて、一書には御みづから熊襲を討平せられ、賊の矢にあたつて崩じたまうたとある。その後皇后は吉備臣

の祖鴨別をつかはして熊襲の國をうたしめたところ、たちまちにしてまつるひ、また皇后御みづからも羽白熊鷲や土蜘蛛田油津媛を誅したまひ、いよいよ神託のままに新羅御征討にのぼらせたまうた。古事記においては、天皇が熊襲國をことむけたまはんとした時、皇后がかんがかりあそびして、『西の方に國あり、金銀をはじめて目の火耀く種々の珍寶、其の國に多あるを、吾今その國をよせたまはむ』との神託をのべたまうたが、天皇はこれを信じられなかつたため、神のいかりを蒙つて崩御あそばされたことになつてゐる。

この熊襲御征討物語においても第一にきづくことは、地理的不明確である。景行朝の物語においてもこの點は同じであつたが、しかしそれにおいては襲國といひ熊縣とあるから、それが大隅國贈啖郡と、肥後國球磨郡とであることが推定されるけれども、仲哀朝の物語においては單に熊襲とあるばかりであつて、いづれの地點か全く不明であり、ことに熊襲を誅滅したといはれる鴨別の場合には、その直後に神功皇后が荷持田のりたの村において羽白熊鷲を誅滅された話があり、それが肥前國高來郡であるとされて、とにかく地名が明記されてゐるにかかはらず、熊襲の地點を明記してゐない。もしこれが襲國と熊縣との兩地方ともに討つたものとするれば、あまりに簡単な結末となつて、悲劇に終つた仲哀天皇の御物語とははなはだそぐはないこととなる。

さらにその熊襲が海をへだてた新羅と關係があるとされ、新羅が降服さへすれば、熊襲もまた降服

せんといふのであるから、兩者互に通謀してゐて、熊襲の背叛があたかも新羅の後援によるかのごとくおもはれる點が、この物語の特色といはなければならぬ。しかしてもしこの兩者に何等かの連絡があつたとすれば、この熊襲の地が大隅や肥後のごとき九州南部の地點に比定されうるであらうか。その中間に九州北部の地と廣大な海洋とを介在せしめてゐる兩地が、直接の交渉をなしえたであらうか。もしこの兩地が相互に連絡しえたとするならば、その中間の地、九州北部の地もまた熊襲の勢力範圍であつたとせねばならないのではないか。しかるに仲哀天皇が穴門から筑紫にいたりましたとき、岡縣主の祖熊鰐は『五百枝の賢木を拔じ取りて、九尋船の舳に立て、上つ枝には白銅鏡をとりかけ、中枝には十握劍をとりかけ、下つ枝には八尺瓊をとりかけて』途中まで迎へたてまつり、つぎに伊都の縣主の祖五十迹手もまた天皇のいでましをきいて『五百枝の賢木を拔取りて、船の舳に立て、上つ枝には八尺瓊を掛け、中つ枝には白銅鏡を掛け、下つ枝には十握劍を掛けて』途中までむかへたてまつたのであつて、これはさきに景行天皇が筑紫にいでましたときに、神夏磯媛が、『磯津山の賢木を抜き、上枝には八握劍を掛け、中枝には八咫鏡を掛け、下枝には八尺瓊を掛け、亦た素幡を船の舳に樹てて』むかへ奉つたさまと（景行紀十二年）全く同じであつた。一體根こじにした賢木に鏡劍玉をとりかけるのは、神をまつる方法であつて、これをもつて天皇をむかへまつるのは、天皇の神性をあがめまつるとともに、絶對服従を表示するためであつた。しかして景行天皇の場合には、九州北部

においても熊襲以外に土蜘蛛やその他の諸賊を誅滅された話が多數あつて、この地方もまだ十分皇威に浴してゐなかつたもののやうにもはれるけれども、仲哀朝の場合においては九州北部の地方において皇命に服せずして誅滅をうけたものは上述した羽白熊鷲以外ほとんどみないのであるから、これらの地方はすでに皇威に服してゐたものともはれる。もしさうであるならば、かかる地方を介在せしめて九州南部の地と新羅とが如何にして相通じたか、ここにこの物語の解けがたき難點の一つがあると言はなければならぬ。

海をへだてた新羅と九州とが通謀して背叛したものは、繼體朝における筑紫國造磐井がある。しかし當時においては日鮮の關係がさばめて密接であつたのみならず、磐井の根據地は九州の北部であつたから、新羅との通謀もなしえられたのであつて、この例をもつて熊襲と新羅との關係を肯定するわけにゆかない。また仲哀朝における神託には熊襲をもつて脊穴の空國となし、兵をあげて伐つにたりないとあるけれども、しかし景行朝以來たびたび御西征の企てられたのは、その必要があつたからでなければならず、また新羅が服すれば、熊襲も服せんとの神託にもかかはらず、神功皇后は新羅御征討以前に鴨別をつかはして熊襲をうたしめられたことは、海を渡つて外征を決行あそばされようとするに當つて、國內の背叛をそのまま放置することはゆるされないことであるから、當然の御處置とは申すものの、神託の趣旨には副ひたてまつらざるものと言はねばならぬ。かういふ點からみると、

熊襲と新羅との關係ははなはだ稀薄となつて、書紀の記載から想像されるやうな兩者の連絡の存在はみとめられがたい。一體仲哀天皇の熊襲御征討物語にしる、神功皇后の新羅御征討物語にしる、いづれも神異的色彩がきはめて濃厚であつて、確實な史實の記載としてはきはめてたよりないものであるが、たとへこれらの物語が史實をつたへたものであるとしても、熊襲と新羅との關係は甚だうたがはしいのであつて、熊襲の意義を貶して新羅の價値をたたへた神託は、新羅征討の口實や由來の説明にすぎないもののやうである。

しかしまたひるがへつておもふに、地理的にも政治的にも直接連絡をつけることの困難である熊襲と新羅とをむすびつけたのは、新羅征討の口實を説明するためであるものの、熊襲といふ概念には新羅とむすびつけても不自然におもはれない要素があつたのではなからうか。すなはち熊襲の本源地は九州の南部であつたけれども、かつてはその勢力が北部の地方にも及んでゐて、九州の勢力が熊襲といふ名稱によつて代表された時代があつたのであらう。景行紀の記事などによれば、平定誅滅されたものがことごとく熊襲とされてゐるのではなく、熊襲と呼ばれたものはそのうちの一部にすぎないにかかはらず、たびたびの御西征の動機はいづれも熊襲の背叛のためとされてゐるところをみると、熊襲の勢力が最も強大であつて、おそらく北部の地にも及んでゐた時があつたのであらう。従つて大和朝廷からみて、東國の勢力が蝦夷によつて代表されるがごとく、九州の勢力が熊襲によつて代表され

たのであつて、ここに新羅とむすびつく契機があつたのである。しかしその結合は兩者の通謀といふがごとき現實的のものではなくして、全く觀念の上のことにすぎなかつたのである。

五

さて書紀における熊襲の記事を、それに對立するがごとき東國の蝦夷の記事と比較するに、その地理的知識がはなはだ不精確であり、事實らしからざる話が附加せられ、従つてそのままに確實な史實としてみられがたいといふ點において、兩者はその性質をひとしくするのであるが、しかし他方において蝦夷の記事には、不完全ながらも彼等の種族的特性や生活について若干のべるところがあるにかはらず（景行紀、二十七年・四十年）、熊襲については全くこれを缺いてゐるといふ相異がある。これは如何なる理由によるのであらうか。大和朝廷から東西における異民族の代表としてみられ、その経路がひとしく大和朝廷の永年にわたる重大事業であつたにかかはらず、蝦夷に關しては若干の具體的記事があつて、しかもそれがいちじるしく蠻夷視するものであるに反し、熊襲に關しては何等かかる記事をみないのは不思議とせねばならぬ。おもふに、これはこの兩民族に對する大和朝廷の態度に相異があつたためか、それとも兩民族の文化にいちじるしい逕底があつたためか、或はその史料の性質に相異があつたためであらう。しかし兩民族ともに叛服常なく、しばしば討平をうけたのであるから、兩

者に對する大和朝廷の態度にいちじるしい差異があつたとはおもはれない。また熊襲の根據地たる九州は、大陸文化の門口として文化のはやくひらけたところであつたから、中央の大和朝廷に對しては東國に比してはるかに文化のすぐれた地方といふ印象を興へ、従つて蝦夷と熊襲とは大和朝廷からみれば、ひとしく異民族であつたにしても、文化の程度に逕底があるものとおもはれ、かくて熊襲は蝦夷ほどに蠻夷視されることになつたのであらうとも思はれもするが、しかし後述するやうに、おなじく九州における異民族であつて、熊襲と關係ある隼人については、これを蠻夷視する若干の記事があるのであるから、第二の理由の故ともおもはれない。とすれば當然第三の理由が是認されねばならない。すなはち熊襲に關する大和朝廷の知識は、遠い昔の記憶にもとづき、現實的なものではなかつたからであらう。ほぼ同時代の蝦夷に關して、若干の具體的知識が示されてゐるのは、古い時代から後世にいたるまで、ひきつづき交渉がたえなかつたが故に、さういふ知識が忘れられずに保持されたのであるが、熊襲に關しては、後述するやうに、神功紀をもつて一應結末がついたのであつて、たとへその後にいたつて隼人があらはれたにしても、大和朝廷に對しては蝦夷のごとく前後一貫したものではなかつたが故に、熊襲に關する古い知識が記憶されず、かくて具體的記事を缺くにいたつたのであらう。

六

しかるにこの熊襲は神功皇后紀以後全く見えなくなり、それに代つて九州における異民族として隼人があらはれるにいたつた。しからばこの兩者は如何なる關係に立つのであらうか。これについては兩者を異種となすものと、同種となすものとの二見解があり、さうして前者の論據は、多數列擧されるけれども、その要點は隼人が火闌降命(火酢芹命)の苗裔にして熊襲とその由來を異にせること、兩者がつねに別記されて混同されたことのなきこと、熊襲が九州北部を根據地とし、隼人がその南部を根據地となせることの三點に歸するもののやうである(本富生、多門君の駁論に答へ、併せて熊襲の事に及ぶ、歴史地理二ノ二、重野安禪博士、熊襲國、歴史地理六ノ五)。火闌降命(古事記では火照命)が隼人の始祖であり、また阿田君(阿多君)小橋等が本祖であることは、記紀ともにしるすところであつて、いはゆる山幸・海幸の物語としてつたへられたものである。すなはち彦火火出見尊は海神からさづけられた瓊の呪力によつて火闌降命をくるしめ、つひにこれをして『吾が生の兒の八十連屬、汝の垣の邊を離れずして、當に俳優の民たらむ』と言つて服従せしめたのであつて(書紀第四ノ一書)、それ故その『苗裔の諸の隼人等、今に天皇の宮牆の傍を離れず、吠ゆる狗に代りて事へ奉る者なり』とある(第二ノ一書)。しかしてこの物語の意義に關して、山幸彦といふのは狩獵を業とする内地的民族であり、山幸彦といふのは漁

撈を職とする海洋的民族であつて、天孫民族と隼人とはもとそのつかさどるところを同うせずして、その由來の異なりをのべたものであると喜田博士は説いてゐるけれども（日向國史、一九七頁）、しかしそれならば何故海と關係なき山幸彦が海神の祝福をうけ、却つて海幸彦がそれがためにくるしめらるるにいたつたかの理由が判明しないのみならず、隼人と同族である熊襲をもつて山人となす博士の説そのものと矛盾するのである。これは隼人を火闌降命に關係させて、その服屬と職掌との由來を説明した物語にすぎない。彼等をもつて宮城の防衛にあたらしめたのは、彼等が勇猛であつたからであつて、東國より防人を召したことに同じことであるから、甚しく古い時代のことではなく、事しげくなつた後のことであるとは、すでに橘守部の道破したところである（稜威道別、卷十一）。しかしながら熊襲と隼人との關係はこの物語からすこしも明かにされないのは事實である。

火闌降命が始祖となつたといはれる阿田君の阿田は後の薩摩國阿多郡を指すのであるが、この地は日向國吾田邑吾平津媛などとあるやうに（神武紀）、もと日向に屬してゐたのであり、また熊襲の根據地とされる大隅國贈啖郡も、もと日向に屬してゐたのであつて、薩摩國の分立は大寶から靈龜のころ、大隅國の分立は和銅六年とされてゐる。しかして景行天皇の御親征に際して行宮たりし高屋宮が、大隅國肝屬郡鷹屋郷であるかどうか判明しないにしても、ここに六年間ましまして、ことごとく襲國を平げたまうたとあるから、皇威は阿田にまでは及ばなかつたにしても、贈啖郡に及んだものといはな

ければならぬ。従つて熊襲の勢力が九州北部にかぎられたかのごとく考へるのは大なる誤りであつて、それは日向をもつて國郡制定後の國名とみなしたからであらうけれども、日向が大隅薩摩をも包含した總名であつたとすれば、日向をもつて熊襲の根據地となしてゐる以上、熊襲の勢力と大隅薩摩とが關係なしとみることはできない。それ故熊襲が九州北部を根據地とし、隼人が南部を根據地として、両者が全く關係がなかつたとする見解は當をえたものとはいはれない。

つぎにこの両者がつねに別記されて混同されなかつたのは、大和朝廷に對するこの兩者の關係が、年代的に差異があつたからである。すなはち神功紀を中心として、それ以前に九州における異民族として大和朝廷に對抗したのが熊襲と呼ばれたものであり、それ以後は隼人がこれに代つたのである。しかしその交代は單に名稱の相異にすぎないのであつて、民族の實體にはかはりがなかつた。熊襲とよばれた時には一貫して熊襲であつて隼人とは稱せられず、隼人と種せらるる時には、決して熊襲と呼ばれなかつたといふことは、却つてこの兩者が別種でなかつたことを證するものと言はなければならぬ。記紀の記事からは、この兩者の關係を積極的に立證すべきものがみられないけれども、國造本紀の大隅國造の條に、『纏向日代朝御世治平隼人同祖初小』の記事があつて、初小はソヲとよまれてゐるが、小が於をの誤寫か、或はヲがオに相通ずるとすれば、初小は噲啖と解せられ、それが隼人の同祖とされてゐるのであり、また續日本紀にも、日向隼人曾君細麻呂とあつて(卷五、元明天皇、和銅三年正月)、

曾君はすなはち襲君であり、或は降伏隼人贈啖君多理志佐などとあるから（同上、卷第十三、聖武天皇天平十二年十月）、襲と隼人との關係はこれらによつて立證されるのである。従つて熊襲と隼人との同種論はここに是認せられ、隼人は熊襲の後名であるとされねばならない。

しからば同一民族が或る時期を界として前期には熊襲と呼ばれ、後期に隼人と稱せられたのは、如何なる理由によるのであらうか。この問題については、兩者の同種論者も十分の解明を與へてゐない。この民族の勢力がかつては九州の北部にまで及んだことであつたらうこと、また古代において大和朝廷の勢力と對抗した時代には、この民族の根據地が肥後の球磨郡、大隅の贈啖郡を中心としてゐたが故に、その地名をもつて民族名とせられ、その併稱によつて熊襲の名稱が由來したことは、すでに上述したところであるが、おもふに、大和朝廷の勢力がますますよく九州に及ぶに至つて、熊襲の勢力がその壓迫をうけて次第に北部から南部に後退せしめられ、つひにその根據地たりし球磨郡、贈啖郡の地もまた神功紀を中心とする時代に全く覆滅せられて、それ以南の地に屏息せしめらるるにいたつたのか、すくなくともそれらの地が民族的中心としての意義を喪失したのである。かくて根據地の地名によつて呼稱された熊襲といふ民族名が、その根據地の覆滅によつて惹起された情勢の變化によつて、次第にその意義を喪失し、ここに舊名に代つて隼人といふ新しい呼稱がもちゐられるにいたつたのであらう。

七

しからばこの隼人といふ呼稱は如何なる意義を有するのであらうか。これについても諸説があつて、まづ第一説は、民族の特性によるとなすものである。本居宣長によれば、隼人といふのは今の大隅薩摩二國の人であり、その國人が敏捷^{はや}く、猛勇^{たけ}さが故にこの名があるのであつて、古言に猛勇をハヤシともトシともいふから、ハヤといふに猛勇の意もあるのであり、これに隼字を書くのは、迅速^{はや}きことこの鳥のごとく、またハヤブサといふ名も合ふからであるとなしてをり(古事記傳、十六)、さうしてこの説がひろく採用されるのであるけれども、内田銀藏博士はこの語の有する敏捷の意よりも、猛勇の意を重視するのであつて、チハヤビトのハヤは武勇を意味し、チハヤブルのハヤは強暴を意味するとなし、九州南部の種族をハヤビトといふのは、彼等が勇敢にして強暴、容易に屈服せざるために名づけられたのであらうと言はれ(日本古代に於ける人民の移住に就きて、日本經濟史の研究、下四―五頁)、津田左右吉博士もまた大體これと同説であつて、ハヤトはハヤヒトで、暴れものの義であらうとなしてゐる(古事記及び日本書紀の研究、二七七―八頁)。第二説はこの民族の渡來の方向によるとなすものであつて、松岡靜雄氏は、ハヤトはハヤ(南)ヒト(人)の意であつて、隼人は借字であるとなし(新編日本古語辭典、四四九)、橋本増吉博士もまたこれと同説である(古事記及び日本書紀の新研究)を讀む、史學、一ノ一)。第三説は職掌によ

となすものであつて、隼人は一種の歌を唱ふることを職として朝廷に召し出されるものであるから、ハヤトは囃し人の意であるといふ(清原貞雄博士、日本古代史論、五四―五頁)。さらに第四説は地名によるとなすものであつて、喜田博士によれば、多檄人、夜句人、阿麻彌人、或は肥人のごときは、いづれもその住地の名をとれるのに、ひとり隼人のみは邦語をもつてその舉動を形容し、これを名としてゐると解するのは普通の例ではない。しかるに唐書倭國傳に『又有邪古、波邪、多尼三小王。』とあつて、これは夜句人、隼人、多禰人を指すことは明かであるから、その波邪は他の邪古、多尼と相對するものとして、當時一の國名として認められたものと解すべく、さうして邪古國人を夜句人と稱し、多尼國人を多禰人と稱するのに比較して、隼人もまた波邪國人の義なりと解すべきものであらうといふ(隼人考、歴史地理、二八ノ六)。

さてこれらの諸説のうち、第四説はハヤをもつて地名となすところに特色があり、さうして他の多くの例からみて、地名をもつて人民の呼稱となすことは、最も妥當らしくおもへるのであるが、ただハヤといふ地名が歴史上全くあらはれず、それに該當すべき土地の見出しえないことは、この説の致命的弱點といはなければならぬ。第三説は、隼人が朝廷において風俗歌舞を奏することにもとづく見解であるけれども、かかる職掌は彼等が大和朝廷に服屬した後に生ずるものであるから、それによつて民族名が由來したとはおもはれず、また彼等と同じやうに、朝廷の儀式に際して歌舞を奏すると

ころの國栖の名義が、その職掌から由來したものでないとするれば、ハヤトのみその職掌から由來したとは考へられない。第二説は九州地方においては南風をハヤと稱することにもとづいて、ハヤを南風となす前提に立ち、それより南方の意に轉用するのであつて、松岡氏は本州、四國、九州においては、南風が最も強烈であるから、ハヤといへば疾速の意と了解せられるやうになつたのであらうと言つてゐるけれども(前書、四四六頁)、われわれはその逆を是認せんとするのであつて、わが古語のハヤチ、その轉化のハヤテは疾風を意味し、しかして疾風のうちには南風が多いために、やがて南風を意味するにいたつたのであつて、南風のハヤは、ハヤチ、ハヤテのチ、テがはぶかれたものであらう。第一説は人民の特性にもとづくものであるけれども、古代の民族名、もしくは人民の呼稱にして、その特性を邦語によつてあらはしたものは、きはめてとぼしいうらみがある。しかし異民族に對する汎稱たる土蜘蛛の名稱が、異民族に對する賤稱であるとするならば、それは異民族の生活、もしくは文化に關聯しておこつたものであらうから、この例からみるならば、その特性によつて民族名、もしくは人民の呼稱が生ずるといふことは、かならずしもありえないことではない。かくてハヤトの名義としては、第一説の見解が最も妥當とみられるのであつて、ただその特性が單に敏捷であるといふことよりも、内田博士の説のごとく、彼等が勇敢にして強暴、容易に屈服しなかつたからとなすべきであらう。

記紀における隼人の記事をみるに、その初見は山幸彦・海幸彦の物語であるが、記紀においてはその神名を異にしてゐる。すなはち古事記においては最初にうまれた火照命が隼人、阿多君の祖であり、つぎに火須勢理命がうまれ、つぎに火遠理命（亦の名天津日高日子穗穗手見命）がうまれたことになつてゐるに對し、書紀本文においては最初にうまれたのが火闌降命で、これが隼人等の始祖であり、つぎに彦火々出見尊、つぎに火明命（尾張連等の祖）がうまれたことになつてゐる。のみならず、書紀における第二・三・五・六・七・八の一書においても、そのうまれた神々の名稱と順序と數とは、いづれも一致しない。第二及び第六の一書においては、古事記のごとく火折尊は彦火々出見尊の別名で、兩者は同一神であるけれども、第五の一書においては別神とされてをり、第七の一書においてはこれが夜織命となつてゐて、やはり別神とされてゐる。また火明命は、第八の一書においては尾張の連等の遠祖とされながら、天津彦火瓊々杵尊の兄となつてゐるやうな異例はあるものの、書紀本文をはじめとして、第二・三・五・七のごとき多くの一書にみられるに反し、火照命は古事記以外にみえないから、火照命は火明命の誤傳か、もしくは兩者を同一神とみるべきであり、つぎに火闌降命は第七の一書をのぞいて、すべての一書にみられるのみならず、第六及び八の一書においては、火酢

芹命と彦火火出見尊とのただ二柱のみをあげてゐるから、この二神の對照に意義があるとすれば、海幸彦・山幸彦はこの二神とすべきであり、従つて隼人の始祖とさるべきは、古事記の火照命ではなくして、書紀の火闌降命（火酢芹命）でなければならぬ。要するにこれらの神々の母とされる木花開耶姫は、また神吾田津姫、もしくは神吾田鹿葦津姫ともいはれるから、吾田に關係があつたのであり、従つて火闌降命が隼人阿多君の始祖とされたのは、そのためであつたのであらう。

火闌降命が彦火火出見尊に屈服したさまについては、古事記では、『今よりゆくさき、汝が命の晝夜の守護人となりてぞ仕へまつらむ』とあり、書紀本文では、『今より以後、吾れ將に汝の俳優わさぎの民たらしむ』とあり、第二の一書では、『今より以往吾が子孫の八十連屬ヤソツツ、恒に當に汝の俳人となり、亦た狗人となりなん』とあつて、それがため火酢芹命の苗裔の諸の隼人が、今にいたるまで天皇の宮墻のもとを離れず、吠ゆる狗に代つてつかへまつるのであるといふ説明を附してをり、さらに第四の一書において、兄の火闌降命が犢鼻たぶさきをなし、赭そはにをもつて掌にぬり、さうして足をあげてふみ、溺れくるしむさまをなし、はじめ潮が足に漬つく時には足占をなし、腰にいたる時には足をあげ、股にいたる時には走りまはり、腰にいたる時には腰をいだき、腋わきにいたる時には手を胸におき、頸くびにいたる時には手をあげてひるがへしたのであつて、それより後今にいたるまで、やむことがなかつたと言つてゐる。これらの記事によると、隼人は大和朝廷に屈服して宮廷の守護人となり、或は俳優となつて演技をなし、

或は狗人となつてつかへたことが看取されるのであつて、しかもこれを後世の事實と照應してみると、これらの物語は大體において或史實を反映したものとみることができるといふことができる。

隼人が大和朝廷に屈服したといふことは、彼等が元來集團的勢力をなしてゐたことを語るものであつて、大和民族と血を同うせざる異種族であつたかどうかは明確でないけれども、とにかくその勢力を異にして對抗し、或は文化において異なるものがあり、従つて大和朝廷から異民族視されたことは事實である。たとへば清寧紀四年秋八月の條の『是日蝦夷隼人並内附』の記事や、欽明紀元年三月の條の『蝦夷隼人並率衆歸附』の記事や、また齊明紀元年の條の『蝦夷隼人。率衆内屬。詣闕朝獻。』の記事などにみらるることく、つねに蝦夷と併稱されてゐることによつても、その事實が知られるのであり、さうしてそれは奈良時代においてすらみらるることであつて、元明天皇和銅三年春正月に、『天皇御大極殿受朝。隼人蝦夷等亦在列。』と云ふ記事があり(續日本紀、卷五)、また大寶令の古記に、『夷人雜類の語を解して、『隼人。毛人。本土謂之夷人也。』とあるから(同集解、卷十三、賦役令)、隼人は毛人、すなはち蝦夷とおなじく夷人の一種とされたのである。

かくのごとく彼等が異民族視されたのは、大和朝廷に對して叛服常なかつたからであるけれども、單にかかる政治的理由からのみではなく、また彼等の容貌、言語、或は風俗において、本邦人と異なるところがあつたからである。たとへば肥前風土記の値嘉島の條には、この島の白水郎の容貌が隼人

に似てゐて、恒に騎射をこのみ、その言語が俗人と異なつてゐるとあるから、隼人はその容貌、言語において特異であつたとみられたことがわかる。その容貌がどう異なつてゐたか知る由もないけれども、本邦人から一見して識別されるだけの特徴をそなへてゐたのであらう。しかして國造本紀の大隅國造の條に、『纏向日代朝御世。治平隼人同祖初小。仁徳帝代者伏布爲_二日佐_一賜_二國造_一』とあり、また薩摩國造の條には、『纏向日代朝。伐_二薩摩隼人等_一鎮定。仁徳代〇〇(爲_二)日佐_一。改爲_二直_一』とあり、さうして日佐は譯語をいふのであつて、續日本紀にも、『夏四月丙戌。征_二討陸奥蝦夷_一。大隅薩摩隼人等。將軍己下及有功蝦夷。并譯語人。授_二勳位_一各有_二差_一』といふ記事があつて(卷九、元正天皇養老六年)、譯語人は蝦夷、隼人兩者にかかるものとみななければならない。しかして隼人の言語が邦語とどれだけの相異があつたか不明であるが、仙覺萬葉抄に引くところの大隅國風土記には、髮梳_{くし}が隼人の俗語であり(卷三)、また海中の洲が隼人の俗語では必至_{ひし}といふとあり(卷十二)、とにかく通譯を介しなければ通じがたいものであつたのである。

つぎに風俗において、火酢芹命が犢鼻をつけ、赭をぬつたことは、隼人のふだんの風俗であつたのか、それとも歌舞の時だけの特殊の扮装であつたのか明かでないけれども、しかしこの扮装をもつて火酢芹命みづから『吾れ身を汚すこと此の如し』と言つてゐるから(書紀第四ノ一書)、かかる風俗は大和民族の、すくなくとも貴人のふだんの風俗であつたのではなく、特殊な、もしくは賤しいものの風俗

であつたのであらう。しかしてその歌舞は上にのべたやうに、火酢芹命が弟の火折尊の潮満瓊・潮涸瓊の呪力によつて、溺れくるしむさまを象徴したものであつて、『それより今にいたるまで曾てやむこと無し』とあるから、後世にいたつてもしばしば演ぜられたのであらう。奈良時代以後においても大隅薩摩二國の隼人が演技を奏したことがしばしばみえてゐる。すなはちこれを風俗歌舞といひ（續紀卷七、元正天皇養老元年四月、卷九、同七年五月、卷十、聖武天皇天平元年六月）、或は方樂といひ（卷十二、聖武天皇天平七年八月）、土風歌舞といひ（卷十七、孝謙天皇天平勝寶元年八月）、或は俗技などと言つてをり（卷三十、稱徳天皇神護景雲三年十一月、卷三十四、光仁天皇寶龜七年二月）、また朝廷において貴族、蕃客、及び文武百官等を饗した時、唐の吐羅、林邑、東國の諸樂とともに、隼人の樂をなさしめたとあつて（續紀卷二十四、淳仁天皇天平寶字七年正月）、外來の樂などと併稱されてゐるから、隼人獨特の歌舞があつたのであらう。

それらの歌舞が、書紀の一書にのべてゐるやうに、足占をなし、足をあげ、走りまはり、腰をいだき、手を胸におき、手をあげてひるがへすやうなもの、すなはち火闌降命の溺れくるしむさまを象徴したやうなものであつたかどうか明確でないけれども、令集解朱の説においては、『教習歌舞』の語を解して、『謂隼人之中。可有師也。其歌舞。不在常人之歌舞。可別也。』とあるから（卷五、職員令）、他の歌舞とはすこぶるその趣きを異にしたものであつたのであらう。さうして書紀に俳優の民とあるのは、かかる獨特の歌舞を奏したからである。もちろんかかる特異な歌舞を奏したのは、隼人にかぎ

るのではなく、國栖人や吉志部や東人等もまたこれを奏したのであるが、これらの人々を俳優の民と
呼ばないで、隼人のみをかく稱したのは、注意すべきであつて、俳優の民といふ觀念のうちに、大和
民族に對する隼人の關係がつよく示されてゐるのである。すなはち國栖人のごときは、ひとしく被征
服民であつたとしても、それはきはめて遠い昔のことであつたから、すでに全く馴熟し、従つて異民
族としての觀念が全く失はれたのではないにしても、もはやそれはほとんど現實的に作用するほどで
はなかつた。これに反して隼人は後世にいたるまで集團的勢力を有して叛服常なく、その屈服のごと
きはたえずその記憶を新にしたのであり、しかしてまた俳優は當時の社會においてきはめてひくい地
位のものであつたから、俳優の民となるといふことによつて、隼人の屈服といふ事實は、一層つよく
印象づけられたのである。

つぎに隼人が狗人となつたといふことは、どういふことであらうか。彼等が貴人の從者とされたこ
とについては、種々の物語がある。すなはち履中前紀に、瑞齒別皇子が仲皇子を害せんとして、仲皇
子の近習の隼人、刺領布さしひなといふものを買收し、これを指嗾して事を行はしめ、しかる後我がためには
大功があるけれども、人のために己が主君を殺したる刺領布はそのまま生かしおくことができぬと言
つて、これを殺した話があり、古事記においては隼人の名が曾婆訶理となつてゐるだけで、話の筋は
大體同じである。しかしこの話はすでにのべたやうに、景行天皇が熊襲御征討の際、熊襲梟帥の女を

そそのかしてその父を弑せしめ、しかる後その女を殺された話と同型であつて、かかる謀殺は實際にありえないことではないけれども、確實な史實とは明言しがたい。また雄略天皇崩御の際、隼人が晝夜その御陵の側をはなれずして哀號し、食物を與へても食せず、七日にして死したので、御陵の北部に墓をつくり、禮をもつてこれを葬つた話がある（清寧紀元年冬十月）。これらの話はいづれも隼人が天皇や皇子の近習として仕へた事實を物語るものであるけれども、しかし狗人となるといふことは、ただ卑しきものとして貴人に奉仕したといふことのみではなく、特殊な職掌をもつてしたことではなければならぬ。

延喜式によると（卷二十八、隼人司）、朝廷の大儀や行幸に隼人は吠をなしたのであつて、

凡元日即位及蕃客入朝儀。官人三人。史生二人率_二大衣二人。番上隼人廿人。今來隼人廿人。白丁隼人一百卅二人。分陣_二應天門外之左右。群官初入自_二胡麻_一起。今來隼人發_二吠聲_一三節。

凡踐祚大嘗日。分陣_二應天門内左右。其群官初入發_レ吠。

凡遠從_レ駕行者。官人二人。史生二人。率_二大衣二人。番上隼人四人。及今來隼人十人_一供奉。…其駕經_二國界及山川道路之曲。今來隼人爲_レ吠。但近幸不_レ吠。

凡今來隼人。令_レ大衣習_レ吠。左發_レ本聲。右發_レ末聲。惣大聲十遍。小聲一遍。訖一人更發_レ細聲二遍。

凡正月十五日。史生一人并大衣率_レ今來隼人。就_レ主殿寮發_レ聲一節。乃進_レ御薪。

凡大衣者。擇_レ譜第内。置_レ左右各一人。大隅爲_レ左。阿多爲_レ右。教_レ導隼人。催_レ造雜物。候_レ時令_レ吠。若闕者

申_レ省。省即申_レ官補_レ之。

などの規定があり、また卷七、踐祚大嘗祭の條にも、

隼人司率_レ隼人。分立_レ左右朝集堂前。待_レ開門。乃發_レ聲。

の規定がある。

これによると、隼人には大衣、番上、今來、白丁の四種があつたやうである。大衣隼人はいはば隼人の長であつて、大隅、阿多（薩摩）の隼人から各一人をえらび、大衣を着して隼人を教導するものであり、番上隼人は分番^{とのみ}上直の稱で、續日本紀に『大隅薩摩等隼人相替。』とみえてゐるごとく（卷二十五、淳仁天皇天平寶字八年正月）、交替に本國からはるばる上りきたつて仕へるものであるが、しかし後に

は、『凡番上隼人廿人。有闕者。取五畿内及近江。丹波。紀伊等國隼人幹了者^{をさましき}。申省補之。不在^下給^ニ時服及糧^一之限^上。』とあるやうに（延喜式卷二十八、隼人司）、本國から番上したのではなくして、京畿附近に住してゐるものから採用したのである。今來隼人は新に本國から來れる隼人であつて、すでに京畿に住居せるものに對して、新來のものに名づけたものであらうけれども、しかしこれもまた後には、『凡今來隼人身亡者。擇取畿内隼人充之。廿人爲限。』とあるやうに（同上）、死者の補充は本國から徴したのではなかつた。さうして時服及び鹽を支給されたのは、番上隼人と異なつてゐた。白丁隼人は大儀に際して臨時に徴されるものであつて、これもはじめは本國から召されたものであらうが、後には京畿に住居せるものから徴したのである。

さてこれらの隼人のうち、吠をなすのは今來隼人であつて、左本聲を發し、右末聲を發し、大聲十遍、小聲一遍、さらに細聲二遍とあるから、高低のある種々の音を發したのであつて、儀式や行幸に際してなされた一種の警蹕のごときものであり、さうしてそれがきはめて特有のものとして知られてゐたことは

隼人の名に負ふ夜聲いちじろく君が名のらせ妻と頼まむ

といふ和歌のごとく（萬葉集、卷第十一、寄物陳思）、隼人の夜聲をもつて、いちじろくの序としてゐることによつてもわかるのである。

かくのごとく隼人は一方においては京畿に出でて貴人の從者、或は宮門の衛士となり、また一種特有の吠をなすことを任務としたのであつて、このことが隼人をして狗人と稱せしめた所以であつた。しかるに後世この狗人の意を解して、隼人が實際に狗に擬せられ、犬の假面を被つて大儀に列したとか、狗の吠ゆる眞似をなしたのであるとせられ、伴信友のごときは、その例證として大和國添上郡奈保山の古墳にあつた七匹狐と稱せらるる石像をもつてするのであつて、これは自然石の面を平にして狗頭の人形を陰刻したもので、狗假面をして隼人を表はしたものとすのであるが(比古婆衣、三の卷)、喜田博士も説けるごとく、この石像は墳墓の傍に立てられし十二支の石像の一であつて(日向國史、二二九—三〇頁)、何等隼人と關係あるものではない。釋日本紀にも狗人の意義について、『私記曰。問。依_レ何義_二名_レ之哉。答。以_レ身喻_レ狗。言卑下奉仕之謂也。』とあるが(卷八)、狗が門を守るがごとく、隼人も貴人に侍してその守衛をなしたから、狗にたとへて狗人と稱するのであり、従つて隼人が實際に狗吠をなすなどといふことは、狗人といふ語からの附會にすぎない。

しかるに喜田博士によれば、もし衛門の士をもつて犬に比するならば、久米部、佐伯部もまた狗たらねばならぬにかかほらず、ひとり隼人のみをかく稱するのは、衛門の士であつたといふ理由からではなく、これは魏志倭人傳における狗奴國の文字に因由するのであるといふ。すなはち耶馬台國の南方にあつて男子を王となし、他の諸國がみな女王國に屬するのに、ひとりこれに服しない狗奴國は、

クナ國といつて、これはクマ、すなはち肥人國の訛れるものであり、後に邦人がこの狗奴國をもつて隼人國に當て、隼人が吠ゆる狗に代りて宮墻の傍を去らずといふ傳説に思ひあはせて、これを狗人と稱し、つひに警蹕の聲を稱して狗吠と號するにいたつたのであり、なほ言はば、狗に代りて宮墻の傍を去らずとの古傳説も、その狗奴すなはち狗人の稱より聯想しておこりしものならんといふ（日向史、二一八、三五―二頁）。

文字から或る觀念が刺戟せられ、それが或る傳説發生の動機となるといふことは、もちろんありえないことではない。しかしながら假に狗奴くなが肥こまの轉訛であるといふことがゆるされるときも、わが古典においては、クマとハヤトとの關係が明確でなく、後者が前者の後身であることが明かにみとめられてゐないから、邦人がクマの轉訛とされるクナをもつて、ハヤト國にあてたといふがごときは、單なる臆測にすぎない。しかも書紀においては神功皇后をもつて耶馬台國の女王卑彌呼に擬定してをり、その考に従つて耶馬台國を畿内大和となすならば、狗奴國をもつて隼人國に當てたとなすことも當をえたものとはおもはれない。従つてまた狗人といふ名稱から狗に代つて宮墻の傍を去らずといふ傳説が生じたといふ見解もまた承認しがたい。すでにのべたやうに、隼人が京畿に出でて貴人の從者や宮門の衛士となり、また彼等が吠をなすといふ特殊な職掌を有してゐたが故に、それを狗にたとへて言つたまでにすぎないのであつて、ただ狗にたとへることによつて、そこに民族的蔑視の感情のひ

そんでゐることが看取せられ、それは隼人が後世にいたるまで大和朝廷に對して叛服常なく、従つてその屈服には生々しい現實味がともなつてゐたからである。坪井博士は、ソウ、ソオ（襲）はチャモ口語で犬を意味するところから、隼人の狗といふことを關係させようとしてゐるやうであるけれども（前掲論文）、隼人が元來みづから狗人であるといふとか、犬のトイテムを有するといふのなら、いざしらず、彼等が大和朝廷に屈服した結果として狗人となつたのであるから、ただ類似音の語の比論にもとづくのでは、單なるおもひつきにすぎない。

九

さて史書にあらはれた隼人の記事をみるに、奈良時代を中心として、それ以前、及びその以後において、その性質に相異のあることが注意されねばならぬ。奈良時代以前、すなはち記紀にあらはれた隼人の記事は、全く隼人の服屬に關するものであつて、神代における火闌降命（古事記では火照命）の話は、隼人の服屬の由來を説話化したものであり、その他貴人の従者となれるもののお話とか、一般的服屬の記事、或は朝廷において隼人をして相撲をとらしめたとか（天武紀、十一年、持統紀九年）、或は天武天皇の崩御に際して大隅阿多の隼人が誅したとか（天武紀朱鳥元年、持統紀元年夏四月）、或は隼人の魁帥等にものをたまはつたとか（持統紀元年秋七月）、或は隼人一百七十四人を献じたとか（同紀三年正月）、或は沙

門をつかはして大隅阿多に佛教をつたへしめるやう詔したとか（同紀六年閏五月）などの話であつて、いづれも彼等が大和朝廷に對して服屬したと、もしくは服屬後の有様についての記事である。

しかるにそれ以後奈良時代にいたれば、記事の性質にいささか相異がみられるのである。もちろん當代においても、隼人の入朝に關する記事はさほめて豊富であつて、元明朝和銅二年十月に薩摩の隼人の郡司己下一百八十八人が入朝したとき、諸國の騎兵五百人を徴して威儀をととのへたとか（續日本紀、卷第四）、或は和銅三年春正月に天皇が大極殿において朝を受けたまうたとき、隼人、蝦夷もまた參列したとか（同上、卷第五）、或は元正朝靈龜二年五月、薩摩大隅二國から貢れる隼人は、すでに八歳を經過してゐる上に、道路遙隔にして去來に不便であり、或は父母が老疾し、妻子が單貧であるから、六年をかぎりとして交替することを許したとか（同上、卷第七）、或は元正朝養老四年四月、大隅薩摩二國の隼人等が風俗歌儻を奏し、叙位賜祿があつたとか（同上）、同七年五月、大隅薩摩二國の隼人等六百廿四人が朝貢して饗を賜ひ、各風俗歌舞を奏し、首帥卅四人に叙位賜祿があり、翌六月歸國したとか（同上、卷第九）、聖武朝神龜五年夏四月、諸國の郡司及び隼人に外五位を授け、ならびに位祿をもつて當土に給うたとか（同紀、卷第十）、天平元年六月、薩摩隼人等が調物を貢し、天皇が大極殿にいでましたとき、閨門の隼人等が風俗歌舞を奏し、秋七月大隅の隼人が調物を貢して、各隼人に授位賜祿があつたとか（同上）、同七年秋七月、大隅薩摩二國の隼人二百九十六人が入朝して調物を貢し、翌月天皇が大極殿に

いでましたとき、方樂を奏し、二國の隼人三百八十二人に爵ならびに祿をたまうたとか(同上、卷第十三)、天平十二年九月、藤原廣嗣の反亂に際して、隼人二十四人を御座所に召し、右大臣橘宿禰諸兄が勅をのべて位を授け、當色の服をたまうて發遣せしめたとか(同上)、天平十五年秋七月、天皇が石原宮にいでまし、隼人等に饗を賜ひ、また叙位があつたとか(同上、卷第十五)、或は孝謙朝天平勝寶元年八月、大隅薩摩兩國の隼人等が御調を貢し、また土風の歌儻を奏し、叙位があつたとか(同上、卷第十七)、或は淳仁朝天平寶字八年正月、大隅薩摩等の隼人が交替し、それとともに叙位があつたとか(同上、卷第廿五)、或は稱徳朝神護景雲三年十一月、大隅薩摩の隼人が俗伎を奏し、それとともに授位賜祿があつたとか(同上、卷第三十)、或は光仁朝寶龜七年二月、天皇が南門にいでまして大隅薩摩の隼人が俗伎を奏し、ついで叙位があつた(同上、卷第三十四)などの記事は、隼人が大和朝廷に服屬した後の有様をつたへたものである。

しかるに當代においては、かかる隼人服屬についての記事のみならず、他方において從來全くみられなかつた彼等の背叛抗命、従つてその征討の記事があらはれてゐる。すなはち文武天皇四年六月、薩末比賣・久賣・波豆・衣評督衣君縣・助督衣君豆自美・及び肝衝難波等が肥人等とともに兵をもつて覓國使刑部眞木等を剽却したので、筑紫の惣領をして決罰せしめ(續紀、卷第一)、ついで大寶二年八月、薩摩多嶺が化を隔て命に逆つたので、兵を發して征討し、つひに戸を校し、吏を置き、翌九月に

はその征討の軍士に勳をさづけ、またその征討に當つて祈禱をなした大宰管内の九ヶ所の神社に幣帛をささげたが、十月には唱更國司の請をゆるして國內の要害の地に柵をたて成を置いて守らしめた（同上、卷第二）。また元明朝和銅二年六月、大宰率から品官にいたるまで事力を半減した時に、薩摩多禰の兩國司及び國師僧が除外されてゐることも（同上、卷第四）、隼人の『隔_レ化逆_レ命』ことと關係あるものとおもはれる。ついで和銅六年秋七月に、隼人賊を討ちし將軍ならびに士卒等の戦功あるもの一千二百八十餘人に對して論功行賞あるべき詔が下されてをり（同上、卷第六）、また元正朝養老四年二月、隼人が反して大隅國守陽侯史麻呂を殺したので、三月には大伴宿禰旅人を征隼人持節大將軍に、笠朝臣御室と巨勢朝臣真人とを副將軍に任じてこれを討たしめ、六月には盛熱のもとに原野に暴露して艱苦せる征旅の軍に慰問使をつかはし、八月には將軍の入京をうながしたが、副將軍以下は、隼人がいまだ平定されないため、現地にとどまるべきことを仰せられ、やがて翌五年七月副將軍が歸還し、隼人の首を斬り、虜にするもの合して千四百餘人あり（同上、卷第八）、ついで翌六年夏四月、將軍以下に對して勳位がさづけられた（同上、卷第九）。しかるに翌七年夏四月、『大宰府言。日向。大隅。薩摩三國士卒。征_ニ討隼賊_一。頻遭_ニ軍役_一。兼年穀不_レ登。交迫_ニ飢寒_一。謹案_ニ故案故事_一。兵役以後。時有_ニ飢疫_一。望降_ニ天恩_一。給_ニ復三年_一。許_レ之。』といふ記事があつて（同上）、隼人征討が意外のところの影響を及ぼしてゐることが知られるのである。さらに天平十二年藤原廣嗣が反して板櫃河をへだてて大將軍大野東人と相對

した時、廣嗣みづから隼人軍をひきゐて前鋒をなしたのであるが、しかし後には隼人のうち官軍に降るものがあり、降服した隼人贈噺君多理志佐のごときは、廣嗣の謀計を官軍にもらしさへしてゐる(同上、卷第十三)。これは隼人自身の叛逆ではないけれども、叛將が勇猛な彼等を利用した例である。また彼等が化外の民であつて、『日向隼人曾君細麻呂。教_ニ諭荒俗。馴_ニ服聖化。詔授_ニ外從五位下。』とか(同上、卷第五、元明朝和銅三年正月)、或は『隼人昏荒。野心未_レ習_ニ憲法。因移_ニ豊前國民二百戸。令_ニ相勸導也。』といふがごとき記事は(同上、卷第六、同上、七年三月)、直接背叛抗命の例ではないけれども、かかる事實と全く無關係とは言へないところの、彼等の文化状態を示すものである。

彼等の背叛抗命が如何なる動機により、如何なる性質のものであつたかは、文献において明かでないけれども、後述するやうに、中央集權化の伸張擴大につれて彼等を刺戟したことが、おそらくその主因の一であつたらうし、また養老四年の反亂のごとき、國司が殺され、その鎮定に一年數ヶ月を要し、隼人の死者俘虜千四百餘人を算したにみても、如何に頑強のものであつたかを知ることができ、かくのごとき記事は、奈良時代以前においてほとんどみられなかつたのみならず、その以後にいたつても全くみることができない。平安時代の記事をみるに、桓武朝廷曆二年正月、大隅薩摩の隼人等を朝堂において饗し、天皇が閤門にいでまして臨觀したまひ、詔して階をすすめ、物を賜うたとか(續日本紀、卷第三十七)、延曆廿四年正月、大替隼人の風俗歌舞を永くとどめられたとか(日本後紀、卷十二)、

或は定額の隼人がもし闕があらば、京畿の隼人をもつてこれを補ふべく、ただし衣服糧料は舊人と同じくせず、特に衛士に准じてこれを給し、女子は補のかぎりにあらずと定められたとか(同上、卷十七)、或は仁明朝承和元年十月、後太上天皇(淳和天皇)が雲林院に幸して北郊に遊獵したまひ、内裏藏人所の隼人があつてこれに従つたとか(續日本後紀、卷第三)、或は山城國人右大衣阿多隼人逆足に阿多忌寸といふ姓を賜つた(同上、卷五、承和三年六月)、といふがごときものにすぎない。

以上のごとく、奈良時代を中心として、それ以前と以後との三期に分つて、史書にあらはれた隼人の記事を見るに、その性質にいささか相異のあることが看取される。すなはち奈良時代以前においては、隼人の背叛抗命のごときはほとんどみられず、わづかに火闌降命の物語のうちはその反映らしきものがみとめらるるとはいへ、むしろこれは隼人の服屬の由來を説明したものであり、その他は貴人の従者とか、入朝などの、全く服屬した以後の状態についての話であり、しかもその記事が奈良時代にちかづくに従つて次第にその數を増してゐる。しかるに奈良時代にいたれば、その記事がその前後の時代に比してきはめて豊富であるのみならず、その前後の時代において全くみることのできなかつた性質のもの、すなはち彼等の背叛抗命がしばしばしるされてゐる。さらに平安時代にいたれば、その記事が急にとぼしくなるのみならず、つひにその本據の大隅薩摩との關係をはなれて、畿内に定住した隼人があらはれる。かくて隼人が最も現實的に、精細に、豊富につたへられてゐるのは奈良時代

であつて、それ以前にさかのぼるに従つて、記事もとぼしくなるのみならず、現實性を失つて説話化されたものがあらはれ、またそれ以後にくだるに従つて記事がとぼしくなるとともに、その本然性を失つた隼人が示されてゐる。言はば、一は觀念的なもの、一は現實的なもの、一は定型化したものといふことができる。これは如何なる理由により、また如何なる意義を有するのであらうか。

十

奈良時代以前において隼人の背叛抗命の記事のみえないのは、實際においてかかる事實がなかつたからであらうか。彼等の前身たる熊襲が大和朝廷に背叛し、その征討をうけたことは、景行朝や仲哀朝の物語によつて知られるのである。もつともこれらの物語は説話化し、或は簡單にすぎ、或は種々の他の要素が附加せられて、確實な史料としての價值のかならずしも高いものでないことは、すでに述べたことであるけれども、しかしかかる物語が何等かの史實にもとづかないで、全く架空の想像によつて創作されるものとはおもはれないから、物語のままの史實でないにしても、或る史實にもとづき、もしくは或る史實の反映したものといはねばならない。しかしその熊襲も神功紀以後は全く史上にあらはれず、これに代つて登場した隼人の記事が上述のごとくであるとするれば、彼等が熊襲として大和朝廷に服屬した後は、その後隼人と呼ばれるにいたつた後も、奈良時代にいたるまでは、全く屏

息したのであらうか。もしさうであるとすれば、奈良時代にいたつて、にはかに背叛抗命のあらはれたのは何故であらうか。

一體九州がわが史上にあらはれるのは、イザナギ・イザナミ兩神の國生み物語がはじめであつて、それにおいては筑紫島が四ヶ國に分れ、筑紫國、豊國、肥國、熊曾國とされてゐる。筑・豊・肥三國は九州の北半を占め、軍事、外交、文化などの點において、中央の大和朝廷とは古くから密接の關係があり、宣化紀元年に『筑紫・肥・豊三國』と連稱されてゐるところをみても、この三國の意義を知ることが出来る。これに反して熊曾國といふのは、九州の南半、すなはち後の日隅薩の地を總稱したものであつて、これを熊曾國といふ名稱をもつて總稱したのは、これらの地方が日隅薩に分立したのが後世のことであるとともに、これらの地方の大和朝廷に對する關係が、北半の筑豊肥に比して稀薄であつたことを示すものと言つてよい。この三國のうち最もやくその名をえたのは日向であつて、物語の上では景行天皇の御西征のときとされてゐるが(景行紀、十七年春三月)、しかもこの日向は薩隅をも包含するところのものであつて、文武朝大寶二年四月の條に筑紫七國とあるから(續日本紀、卷第二)、これは筑豊肥が前後に分れ、これに日向を加へたものであり、薩摩が分立したのは、大寶二年八月この地方が命に逆つたので兵を發してこれを討ち、つひに戸を校し、吏を置いたことにはじまるといはれ、さらに大隅國の分立は和銅六年四月であつて、日向國の肝坏、噲啖、大隅、始羅四郡を割いて、はじ

めて大隅國をいいたのである(同上、卷第六)。

かくのごとく薩摩、大隅の建置は奈良時代のことであり、これらの地方は後世にいたるまで化外の地とされてゐたのであつて、たとへば班田制のごとくにみても、奈良時代天平二年に、この二國の百姓は建國以來いまだかつて班田せず、その有すところの田はことごとく墾田で、各自相承けてつづつてきたから、その改動をねがはず、もし班田を行へば、おそらく喧訴が多からんとて、もとのままに各自につくらしめ(續日本紀、卷第十)、やうやく平安時代延暦十九年にこの兩國の百姓の墾田を收めて口分田をさづけたほどであり(類聚國史、卷百五十九)、また國造本紀をみても(卷四・五)、筑豊肥三國においては、筑紫、筑紫末多、豊國、宇佐、國前、比多、火國、松津、末羅、阿蘇、葦分、天草のごとき、多數の國造がみえるに反し、南部においてはただ日向、大隅、薩摩の三國造をみるにすぎず、この場合國造の少いといふことは、この地方の政治的統一がはやく成就されてゐたからといふのではなく、むしろ化外の地であつたことを意味するのである。しかして大和朝廷の古代九州に對する統治策は明かでないが、たとへ北部九州が筑豊肥三國に分れ、南部九州が熊曾もしくは日向の國名をもつて總稱されたのが、古くからであつたにしても、大和朝廷とそれら諸國との關係は、他の地方とは異なるものがあつたらしい。令制の大宰府は九國二島の行政司法をすべ、國防外交をつかさどるもので、九州は一の特別行政區とされてゐるが、すでに推古紀(十七年夏四月)に筑紫大宰があらはれ、その後筑紫率、

筑紫都督、筑紫帥、筑紫大宰帥などの名稱がみえてをり、これらは令制の大宰府の前身をなすものであつて、九州が國防外交の點において重要であつたから、特別な官職が設置されたのであるけれども、しかしこれは單に國防外交のみならず、内治のこともつかさどるのであつて、筑紫大宰栗田真人朝臣等が隼人一百七十四人を献つたごときも（持統紀、三年春正月）、これに關聯するものである。要するに九州は個々の九國がそれぞれ行政單位であつたのではなく、全體が一圓として統轄されたのである。令集解引くところの古記においては（卷十三、賦役令）、民部省式諸國遠近の記事があつて、近國十七、中國十四、遠國十六をあげてゐるが、九州は竺紫國として一國とされ、遠國十六のうちに包含されてゐるなども、九州が一圓として統轄されたことを示すものであらう。しかし九州が特別行政区として統轄されたのは、北部九州が國防外交の重要地であつたからであるとともに、内政上には畿内から遠隔の地であつたのみならず、その南部が隼人の根據地として化外の地であつたからである。

九州が特別行政区とされたのは、上述のごとく、國防外交上これが重視されたからであるけれども、しかし他方において化外の地を包含するためであるとすれば、内政的には却つて輕視されたからでなければならぬ。しかし熊襲が征討されて大和朝廷に服屬して以來、九州の地はもつぱら大陸に對する國防外交の要地として重視されたのであつて、大和朝廷は朝鮮經營に忙殺されて、九州の南部にまでその勢力をのばすにいたらなかつた。すなはち隼人が大化改新後にいたるまでほとんど史上

に活躍しないのは、彼等が化外の民として放置され、彼等の活動をうながすやうな刺戟が與へられなかつたからである。化外の民はこれを刺戟しないかぎり、至極温順であるのが常である。しかるに奈良時代にいたつて、にはかに隼人の背叛抗命をみたのは、積極的に彼等の神經を刺戟したからである。すなはち大化改新後いよいよつよめられた中央集權化の波動が、從來化外の地として放置された南部九州の地にも次第に波及し、中央の勢力が隼人の本據にも滲透するに及んで、政治的にも、文化的にも、隼人をして苟安をむさぼることをゆるさなくなつたのである。薩摩、大隅の分立は、隼人の背叛抗命の結果のごとくにもみられるけれども、むしろかかる政治的動向が、彼等をして平靜ならしめなかつたのであり、他方において彼等は『昏荒。野心未_レ習_二憲法_一』であつたから、『教_二諭荒俗_一。馴_二服聖化_一』ことが必要であつて、そのために講ぜられた種々の教化手段が、また彼等を刺戟したのである。その背叛抗命は彼等みづからの不安と不満と疑懼とから發したのもあらうし、或は藤原廣嗣のごとく、勇敢なる彼等を利用したことに出づるものもあつたが、しかし所詮は中央の勢力に抗すべくもなく、あへなく征討せられ、つひに全く服屬するにいたつた。しかして平安時代にいたれば、もはや背叛抗命するの氣力も失せたのみならず、從來宮門の衛士として本國から交替に番上したことも停止せられ、近畿に定住せるものをもつてこれにあたらしめたのであつて、要するにこれは隼人がその本然性を喪失して、全く馴服同化したことをかたるものに外ならない。